

議 第 49 号

平成31年2月18日提出

熊本市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

熊本市特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

熊本市特別職報酬等審議会条例（昭和41年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提出理由）

熊本市特別職報酬等審議会への諮問を要する場合について、同審議会の答申に基づき、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。